

資料 2

しがの学びと居場所の保障プラン(案)

～安心して学び育つための、不登校の状態にある子ども支援～

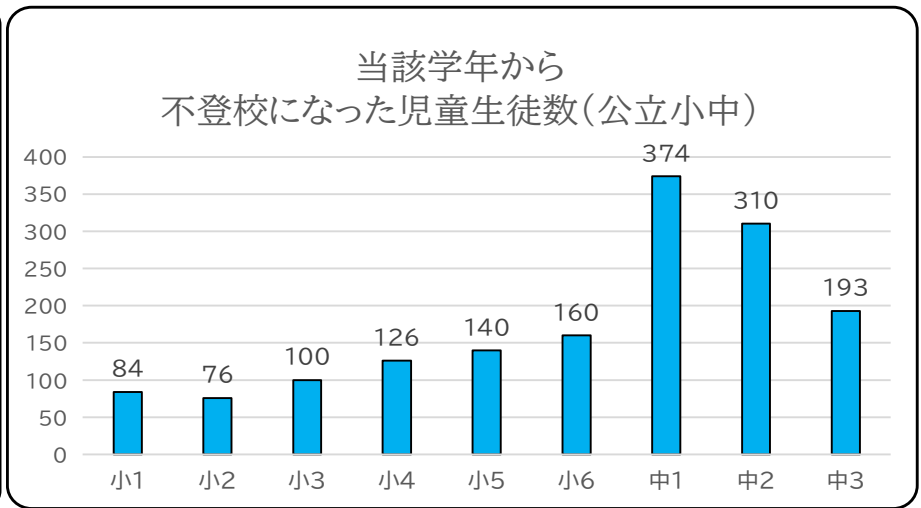
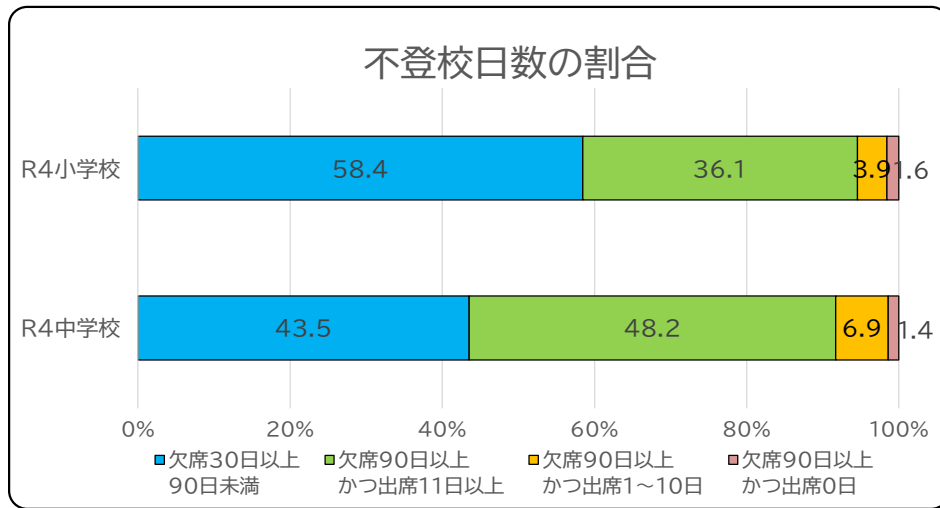
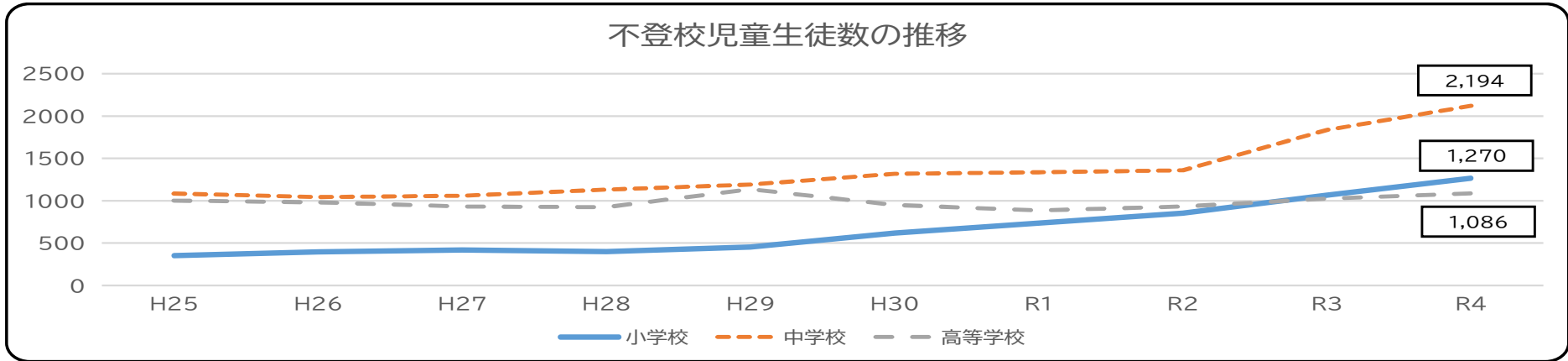
令和6年1月



目次

- 1 不登校等に関する現状と課題 P.1~3
- 2 滋賀における不登校の子ども支援の基本理念 P.4
- 3 支援にあたり重視する視点 P.5
- 4 不登校の状態にある子どもへの支援策 P.6
- 5 令和5年度補正予算の内容及び令和6年度予算案の方向性(案)
P.7~9

1 不登校等に関する現状と課題 不登校等に関する現状① 【令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)結果等】



不登校の背景(公立小中)

【小学校】

- ①無気力・不安 640人(50.6%)
- ②親子の関わり方 188人(14.9%)
- ③生活リズムの乱れ、あそび、非行 177人(14.0%)

【中学校】

- ①無気力・不安 1,048人(49.4%)
- ②いじめを除く友人関係をめぐり問題 301人(14.2%)
- ③生活リズムの乱れ、あそび、非行 228人(10.8%)

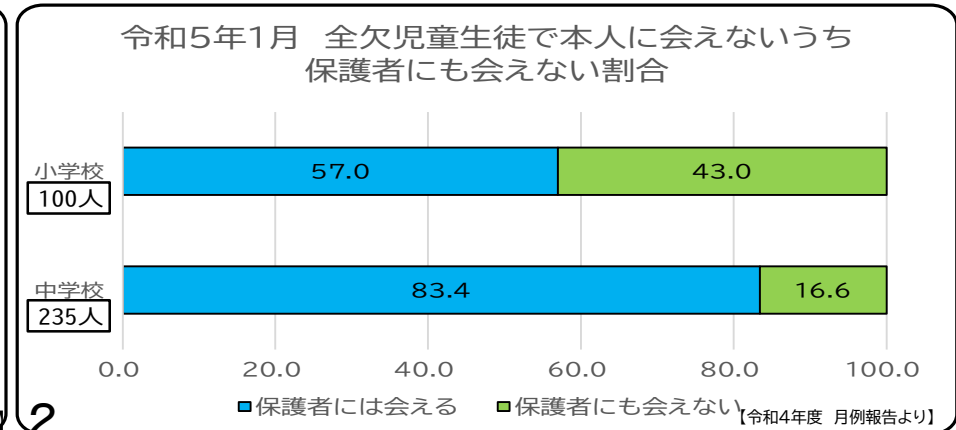
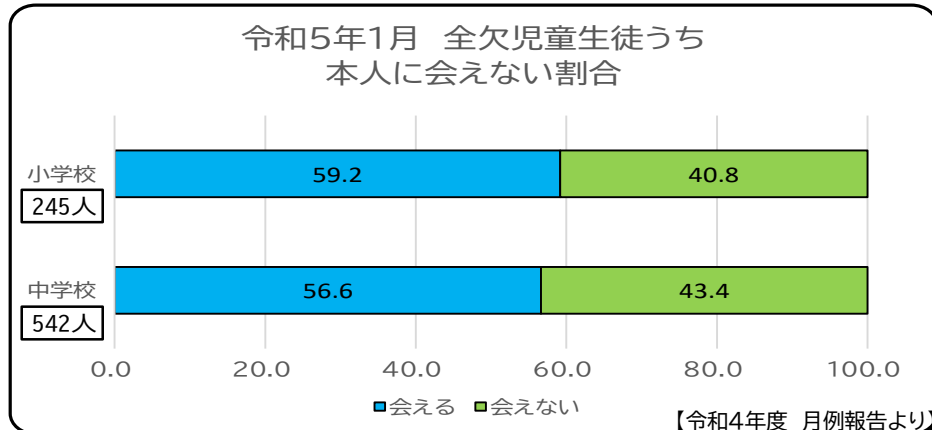
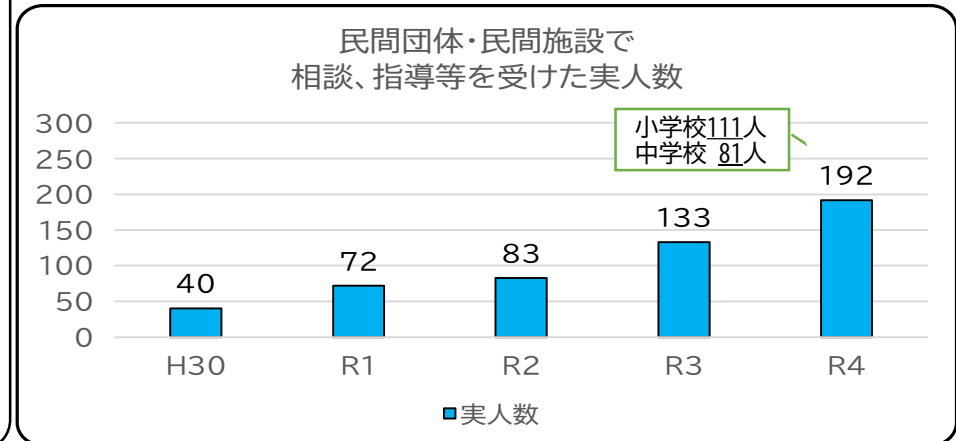
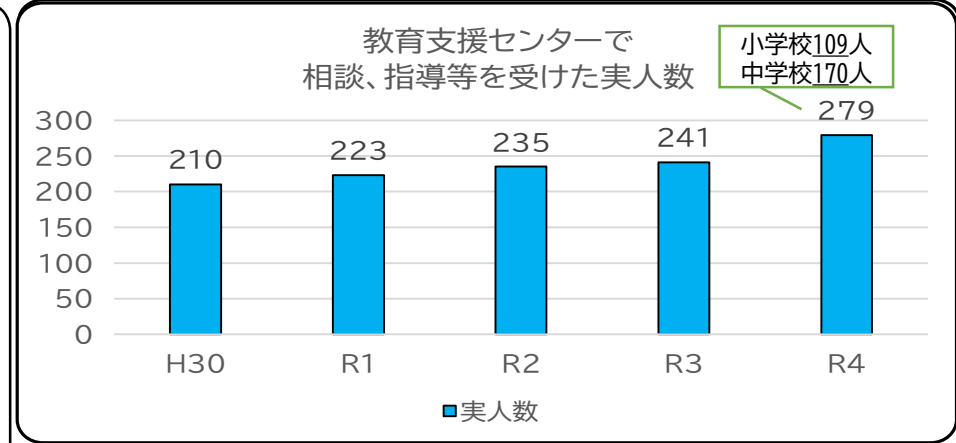
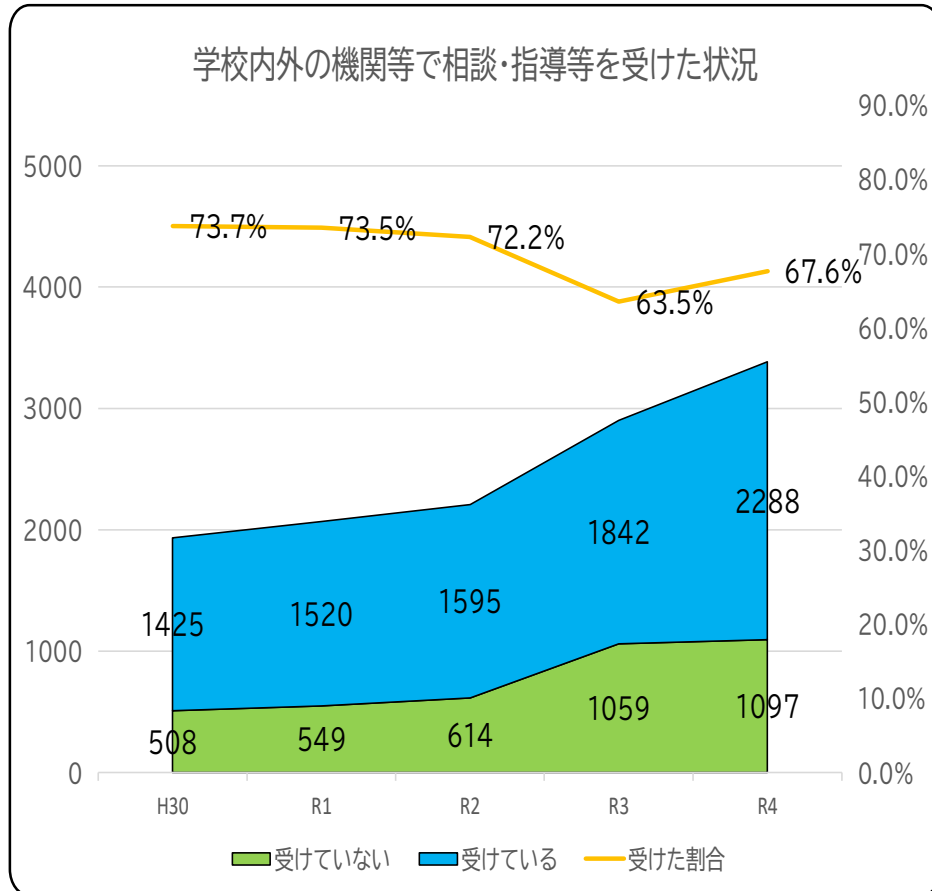
(参考)当事者を対象とした民間団体によるアンケート結果 ※複数回答

- ①先生のこと 23件
 - ②友だちのこと 20件
 - ②身体の不調 20件
 - ②カリキュラムが合わない 20件
- (令和4年 滋賀県フリースクール等連絡協議会調べ)

1 不登校等に関する現状と課題 不登校等に関する現状②

【令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)結果等】

※公立小中学校のみ



1 不登校等に関する現状と課題 滋賀県における課題

令和4年度、滋賀県の小・中学校等の不登校児童生徒数は過去最多の状況にある。



【令和4年度 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より】

これまでも、学校教員向けの研修等を通じて不登校の理解と対応が促され、市町等の工夫により多様な学びの場の支援等が行われてきているが、上記のように不登校児童生徒は増加傾向であり、公立の小学生の365人、中学生の732人、高校生の342人が専門家等による相談・指導等を受けておらず、支援につながらない。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・養護教諭、教育支援センター、民間団体等での、相談・指導を受けていない人数です。



学校は、「学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割」※を担っている。

※「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年中教審答申)より

こうした学校が担う重要な機能を前提としながら、不登校対策にあたっては、子ども自身の意思を十分に尊重し、学びの機会と、人とつながる居場所・セーフティネットとの双方が保障され、社会的な自立に必要な場が確保されるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行っていく必要がある。

2 滋賀における不登校の子ども支援の基本理念

すべての人が愛情をもって関わり
子どもたちの生きる力を育む

安心して成長できる
居場所をつくる

多様な学びの機会
を確保する

子どもの状態に応じ
教育と福祉が連携した「チーム」で支援

3 支援にあたり重視する視点

【1】子どもの小さなSOSを見逃さず、「チーム」で支援します

- *伝えにくい心の中の不安や悩みに、教員がいち早く気付くことができる
- *心の小さなSOSに「チーム」で素早く対応することにより、早期に最適な支援につなげられている
- *教育と福祉、医療等が連携し、地域とも連携しながら、子どもや保護者が必要な時に支援が行われる

【2】子どもの状態に応じた学びの機会と居場所を確保し、 一人ひとりの思いに寄り添いながら、学び育つことのできる環境を整えます

- *一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場や居場所が確保されている
- *一人ひとりの学習状況に応じた、わかりやすい授業が行われ、ていねいな学習支援が行われている
- *学校に行けなくてもオンライン等で授業や支援につながることができる
- *学校に行きたいと思った時に、本人や保護者の希望に沿った行きやすい環境づくりを進める

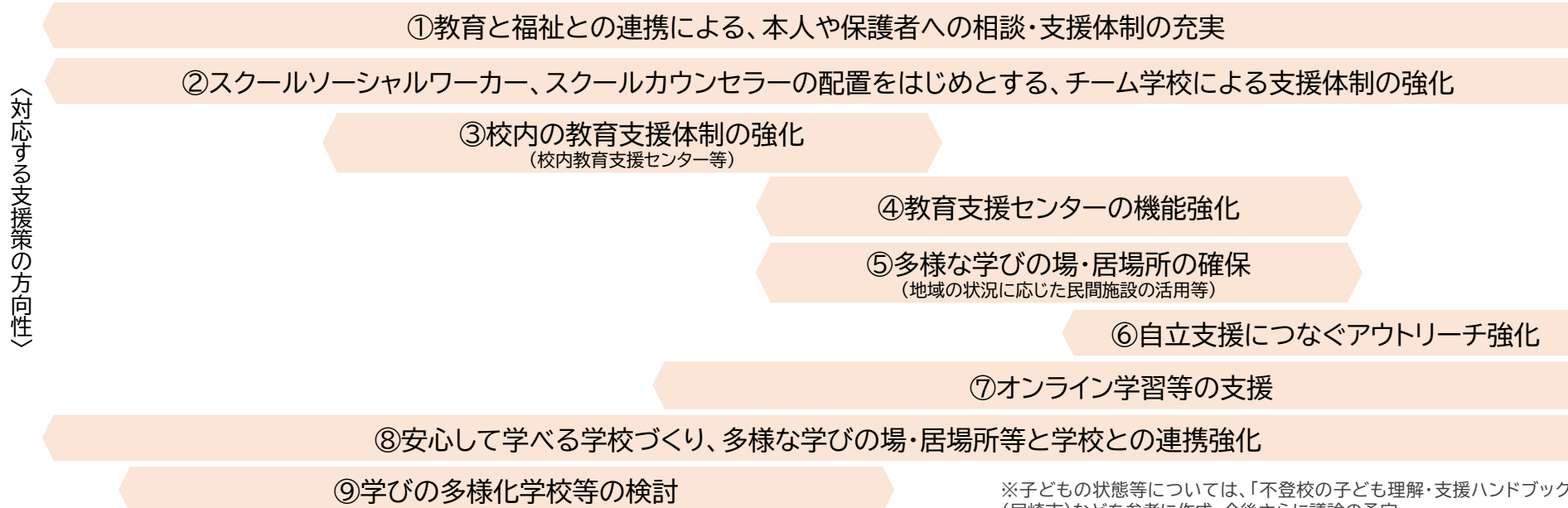
【3】学校を「みんなが安心して学べる」場所にするとともに、 多様な学びの場・居場所と学校との連携を確保し、社会的な自立の機会を保障します

- *それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- *障害の有無や国籍、言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある
- *校内に子どもが相談しやすい雰囲気があり、子どものニーズに応じた相談窓口がある
- *学校とつながりながら、それぞれに合った学び方・過ごし方ができる場で自分のよさや持ち味を生かすことができる

4 不登校の状態にある子どもへの支援策

- 子どもたちの状態に応じて必要な支援を切れ目なく確保できるよう、不登校の子どもたちへの分野横断的・包括的な支援策を、令和5年度補正予算及び令和6年度予算案から順次盛り込んでいくこととする。
- 支援策については、下記①～⑨の方向性を重視しつつ、順次、市町や関係者の意見を伺いながら具体化を図る。

	登校できる	登校できない		
	外出できる	外出できない		
子どもの状態	登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある	欠席が多くなる (身体症状を訴える場合も)	外出は比較的自由にできる (定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も)	外に出ない (家の中では落ち着いた生活ができる場合もあれば、自室から出ない場合も)
	学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要	生活の安定が必要 できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要



※子どもの状態等については、「不登校の子ども理解・支援ハンドブック」(尼崎市)などを参考に作成。今後さらに議論の予定。

※次のような取組も重要。快適で温かみのある学校に向けた施設改修等／困難な状況にある保護者等や家庭の支援／進路相談、就業体験・就業支援 等

令和5年度補正予算の内容及び令和6年度予算案の方向性(案)

	登校できる	登校できない
	外出できる	外出できない
子どもの状態	登校はできるが、朝起きづらい、登校前の行き渋りがある	欠席が多くなる (身体症状を訴える場合も)
	外出は比較的自由にできる (定期的に通う場所(習い事など)がある場合もあれば、定期的に通う場所はないが外出は可能な場合も)	外に出ない (家の中では落ち着いた生活ができる場合もあれば、自室から出ない場合も)
	学校生活へ向かうエネルギーを奪わないよう、共感的な受け止めが必要	相談機関・専門家等との関わりを通じ、本人や保護者の不安を和らげ、必要な支援につなげることが必要
	本人の興味に応じた学びの場や居場所を通じて、社会的自立を段階的に支援することが必要	生活の安定が必要 できることから少しずつ自信を積み重ねることが必要

①教育と福祉との連携による、本人や保護者への相談・支援体制の充実

(ア)アプリ等による心の健康観察推進【県・市町】

(イ)家庭教育支援チームの設置促進【県・市町】

②SC,SSWの配置をはじめとする、チーム学校による支援体制の強化

SC,SSW等の配置促進【県】(令和5年度補正:2,634千円)

③校内の教育支援体制の強化

(ウ)校内教育支援センターの設置促進【市町】

(エ)学習指導員等の充実【県・市町】

④教育支援センターの機能強化

(オ)教育支援センターの機能強化【県・市町】

(カ)教育支援センターにおけるオンライン学習環境の整備促進【市町】

⑤多様な学びの場・居場所の確保

(キ)民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業【県・市町】

(ク)子どもの居場所づくり支援体制強化事業【県・市町】

⑥自立支援につなぐアウトリーチ強化

(ケ)教育支援センターのアウトリーチ機能強化【県・市町】

⑦オンライン学習等の支援

(コ)コンテンツ等に関するモデル事業(メタバース実証実験などを含む)【県】

⑧安心して学べる学校づくり、多様な学びの場・居場所等と学校との連携強化

(サ)多様な学びの場・居場所と学校との連携事業【県・市町】

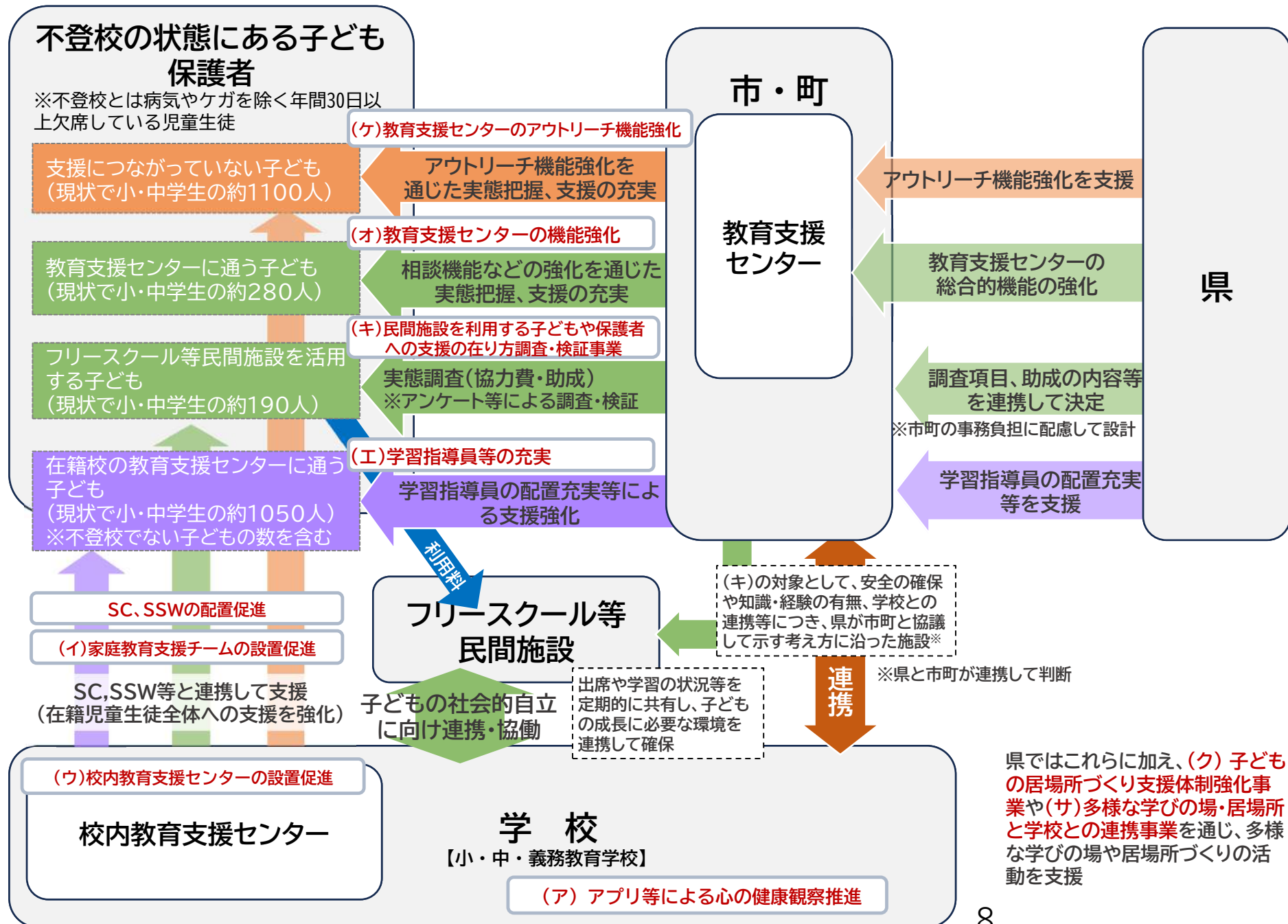
⑨学びの多様化学校等の検討

(シ)協議の場を設け検討【県・市町】

赤枠・・・令和5年度補正予算で措置済
緑枠・・・令和6年度予算案に向けて検討

対応する支援策の方向性

不登校の状態にある子どもの状況把握及び支援のイメージについて(案)



(参考)

- 「(キ)民間施設を利用する子どもや保護者への支援の在り方調査・検証事業」を実施するにあたっては、不登校の状態にある子どもが安全・安心に過ごすことができるよう、安全の確保や不登校に関する知識・経験の有無、学校との連携等につき、県が市町と協議して一定の考え方を示すこととしたい。
- なお、この考え方は、様々な状態にある子どもが、社会的自立に向けて踏み出すための環境として最小限求められる点を整理したものとなる予定であり、学びの質等の観点からの認証等を行うものではないことには留意が必要である。

※ 県としては、持続可能な支援策を責任をもって展開していく観点からも、民間団体に対する経常費補助と憲法89条後段が規定する「公の支配」との関係については、施設の設置主体や活動内容等に関しどのようなルールが必要なのか、国との対話を続け、国の見解と一致させながら進めていきたいと考えている。

※ 併せて、希望する市町があれば、多様な学びの場・居場所と学校との連携の在り方(民間施設への不登校の子ども支援のための事業委託や、公設民営での教育支援室等の設置など)について国の連携モデル事業を通じて検証するとともに、多様な学び方が正規の学校教育として認められる「学びの多様化学校(現：不登校特例校)」の在り方や、多様な学びを実現するカリキュラムの在り方について検討していく。